

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき
 金額を定めることにつき議決を求めることについて

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、平成26年度において
 県の行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり
 定めます。

1. 市町が負担する部分

県が行う流域下水道事業に要する費用から国費を除いた額の2分の1

事業費	国費	1/2	1/2	
		県(起償)	市町負担金	
		A市	B市	C町

関係市町の負担割合は汚水量を
 ベースに各処理区の構成市町から
 なる下水道推進連絡協議会で協
 議、決定している。

2. 負担すべき金額

○湖南中部処理区

市町名	負担金額(円)
大津市	76,958,584
近江八幡市	52,881,808
草津市	86,290,668
守山市	56,490,214
栗東市	54,063,872
甲賀市	62,649,389
野洲市	53,006,236
湖南市	52,073,027
東近江市	95,560,537
日野町	14,682,478
竜王町	17,482,104
計	622,138,917

○湖西処理区

市町名	負担金額(円)
大津市	187,868,000

○東北部処理区

市町名	負担金額(円)
彦根市	242,513,482
長浜市	269,754,722
東近江市	42,301,439
米原市	74,636,570
愛荘町	58,099,882
豊郷町	15,798,443
甲良町	17,570,231
多賀町	17,570,231
計	738,245,000

○湖南中部処理区 (守山栗東雨水幹線)

市町名	負担金額(円)
守山市	3,138,000
栗東市	2,862,000
計	6,000,000

○高島処理区

市町名	負担金額(円)
高島市	27,158,333

4処理区合計	1,581,410,250 円
--------	-----------------

3. 根拠法

下水道法
 (市町村の負担金)
 第31条の2 第3条第2項又は第25条の2第1項の規定により公共下水道又は流域下水道を
 管理する都道府県は、当該公共下水道又は流域下水道により利益を受ける市町村に対し、
 その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用
 の全部又は一部を負担させることができる。
 2 前項の費用について、同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見
 を聞いたうえ、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

**流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき
金額を定めることにつき議決を求めることについて**

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、平成26年度において県が行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めます。

関 係 市 町 名	負 担 す べ き 金 額
大 津 市	264,826,584
彦 根 市	242,513,482
長 浜 市	269,754,722
近 江 八 幡 市	52,881,808
草 津 市	86,290,668
守 山 市	59,628,214
栗 東 市	56,925,872
甲 賀 市	62,649,389
野 洲 市	53,006,236
湖 南 市	52,073,027
高 島 市	27,158,333
東 近 江 市	137,861,976
米 原 市	74,636,570
日 野 町	14,682,478
竜 王 町	17,482,104
愛 荘 町	58,099,882
豊 郷 町	15,798,443
甲 良 町	17,570,231
多 賀 町	17,570,231
計	1,581,410,250

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。